

社会資本整備総合交付金（事後評価）

Pa57 三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



滋賀県土木交通部道路整備課

◆事後評価の実施

滋賀県公共事業等計画評価実施要綱

第2 評価の時期

- 2 事後評価は、**原則として計画の期間の最終年度に実施**するものとする。
ただし、計画の期間の最終年度に実施できない**やむを得ない事情がある場合は、最終年度の翌年度に実施**することができる。

第3 中間評価および事後評価の内容

- 2 知事は、次に掲げる事項について**事後評価**を行い、**今後の方針の案**を作成するものとする。

- (1) 事業の進捗状況
- (2) 事業効果の発現状況
- (3) 評価指標の目標値の実現状況

- (4) **主要な事業**に関する次の事項

- ア 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- イ 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化
- ウ コスト縮減および代替案立案等の可能性
- エ その他必要と考えられる事項

中間評価にて**主要な事業を選定済**

さめ かやお
国道421号 佐目萱尾工区

◆ 広域連携事業の概要

事業の趣旨

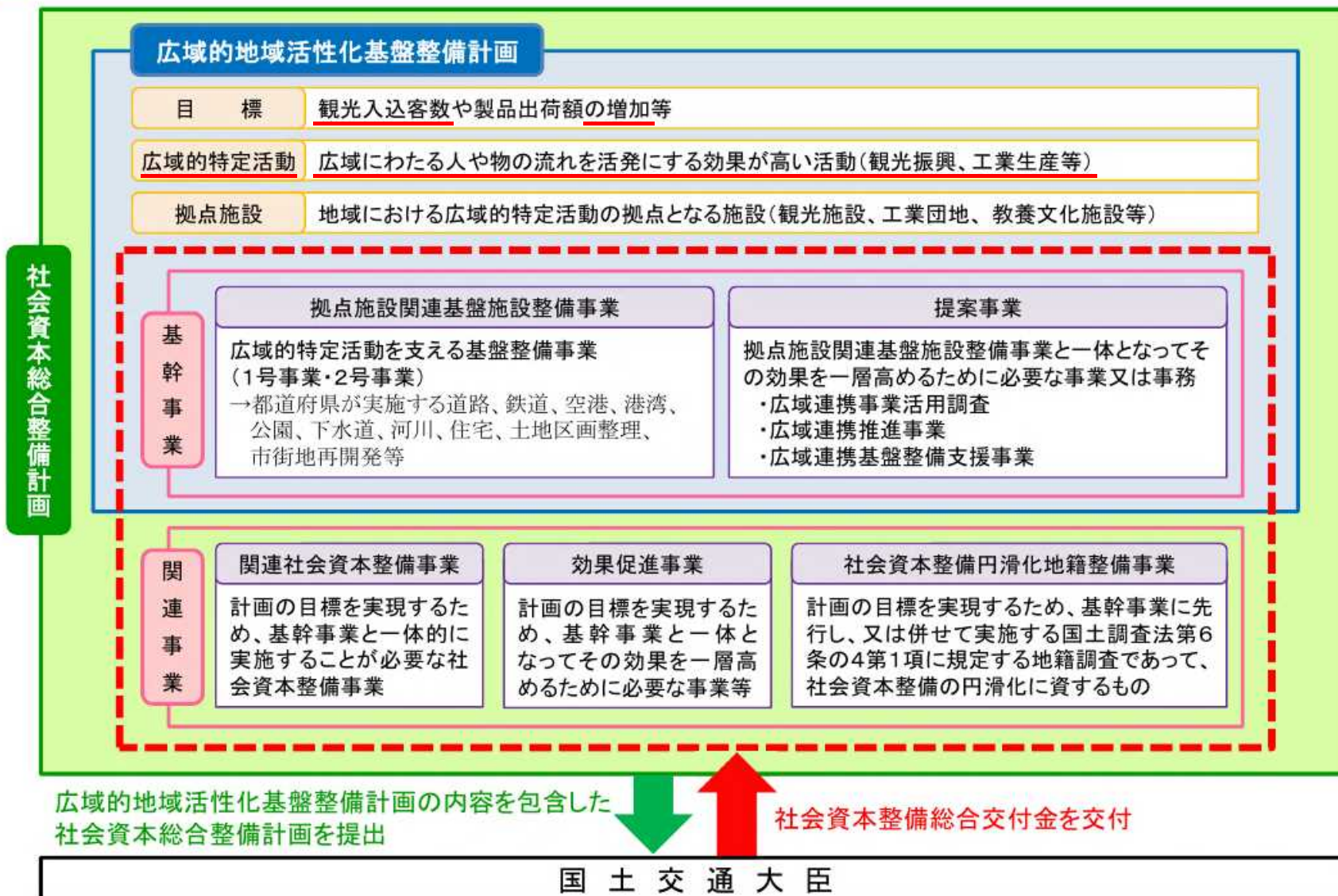
広域にわたる人の往来又は物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、基盤整備事業等をタイミング良く実施するための事業

【 制度概要 [社会資本整備総合交付金 (広域連携事業)] 】

- (1) 根拠法：広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）
- (2) 交付対象：都道府県（市町村等への間接交付も可）
- (3) 対象事業：複数都道府県が連携して作成する広域的な地域活性化基盤整備計画（社会資本総合整備計画に記載）に基づく基盤整備事業等
 - ①基幹事業：広域的な特定活動を推進するために必要な基盤整備事業 ※
※都道府県が実施する道路、鉄道、空港、港湾、公園、下水道、河川、住宅等及び提案事業
 - ②関連社会資本整備事業：基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業
 - ③効果促進事業：基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等
 - ④社会資本整備円滑化地籍整備事業：基幹事業に先行又は併せて実施する国土調査法第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの
- (4) 交付期間：3～5年程度
- (5) 交付率：①基幹事業 = 最大45%
②③④関連事業 = 個別の法令に規定がある場合以外は1/2
- (6) その他：
 - ・整備計画全体をパッケージで採択
 - (特徴等) ・整備計画内の他事業に国費の流用可
 - ・年度途中で事業費が変更となった場合、年度間で国費率の調整可
 - ・都道府県自らが目標を設定し、事後評価・公表

◆ 広域連携事業の概要

社会資本総合整備計画と広域的地域活性化基盤整備計画



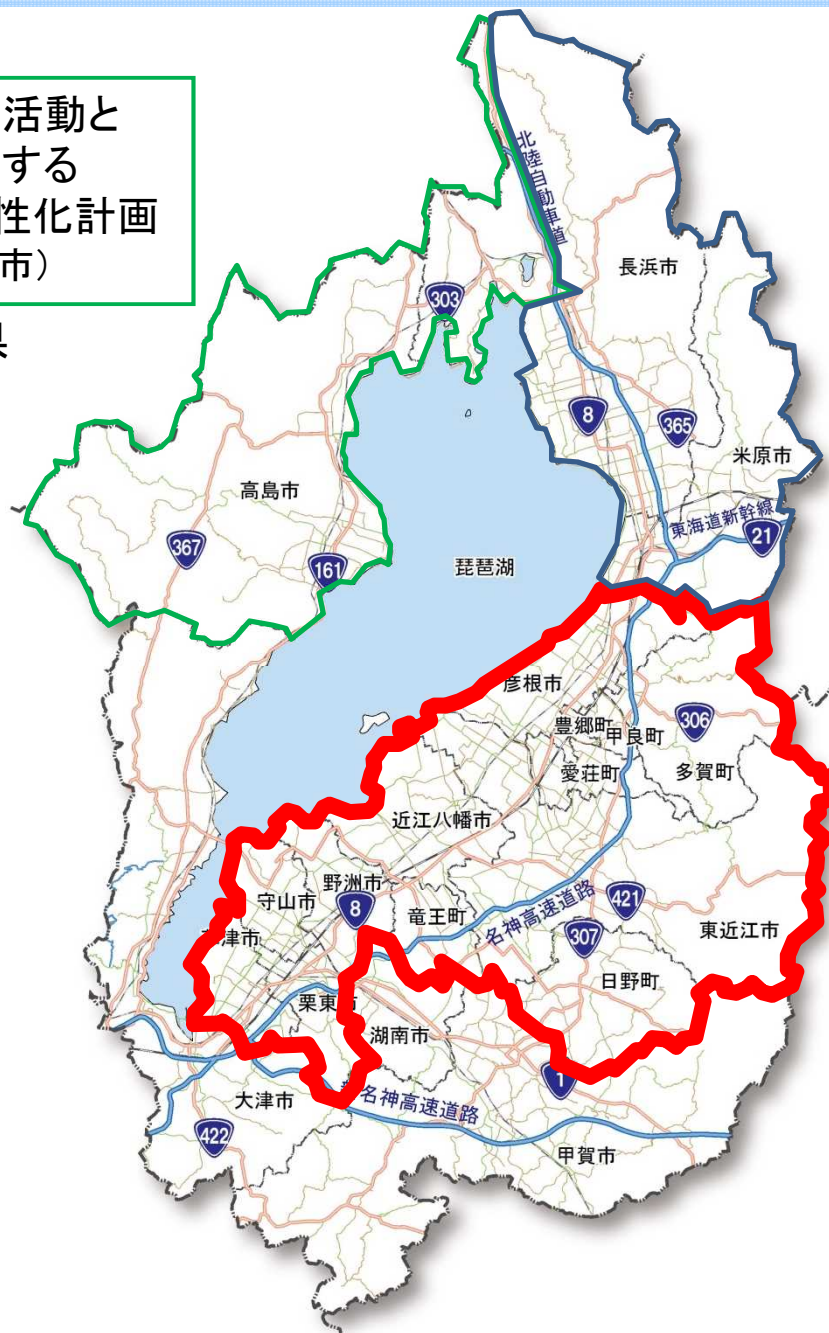
◆滋賀県の広域連携事業の地域図

海山湖の魅力を地域活動と
広域交通網で向上する
福井・滋賀広域観光活性化計画
(長浜市北部、高島市)

連携先: 福井県

霊峰伊吹山と天下分け目の
武将の息吹を感じる、
岐阜・滋賀周遊観光振興に
よる広域的観光活性化計画
(長浜市南部、米原市)

連携先: 岐阜県



三重・滋賀交流圏域における
広域観光活性化計画
(彦根市、近江八幡市、草津市、
守山市、栗東市、野洲市、東近江
市、日野町、竜王町、愛荘町、
豊郷町、甲良町、多賀町)

連携先: 三重県

◆滋賀県の道路整備方針

道路整備アクションプログラム2018の概要

【改築事業】（99箇所）

宇治田原大石東線（龍門（新名神SIC）工区）

- 新名神高速道路（大津～城陽）の供用にあわせたスマートインターチェンジの整備



大津能登川長浜線（栗東・草津工区）

- 交通渋滞の緩和を目指し、国道1号（栗東水口道路1）と連携して、まちづくりの根幹となる道路ネットワークを構築



国道307号（長野バイパス工区）

- 市街地の渋滞解消と新名神高速道路 信楽インターチェンジへのアクセス改善



国道421号（佐目工区）

- 大型車のすれ違いが困難な道路の拡幅



木之本長浜線（森・祇園工区）

- 幅員が狭い箇所の整備および渋滞交差点の改良
- 通学路の安全確保のため、あわせて歩道を整備



五番領安井川線（安曇川工区）

- 幅員が狭く老朽化した橋梁の架けかえ
- JR安曇川駅へのアクセス改善



【交通安全事業（歩道整備、交差点改良）】 （89箇所）

川合千田線（千田工区）

- 通学路の安全確保のため、踏切前後の歩道を整備



【街路事業】（14箇所）

（都）原松原線（原・古沢工区）

- 交通渋滞の緩和を目指し、国道306号のバイパスを整備



◆事後評価 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



計画の概要

- ・古くから東海道（国道1号）や八風街道（国道421号）などを利用した交流
 - ・国道421号の右樽峠道路の開通や新名神（菟野IC～亀山西JCT）の開通
- ➡ 幹線道路や幹線道路から各観光拠点へ至る道路ネットワークの整備等により、三重県、滋賀県における観光入込客数を増加させ広域的な観光活性化を図る

事業主体 滋賀県

事業期間 平成28年度
～令和2年度（5年間）

計画の成果目標（定量的指標）

<三重県との共通目標>

三県（北勢地域）と滋賀県（南部・東近江・湖東地域）における観光客数 1,941万人（H26） → 2,083万人（R2）

<滋賀県単独目標>

滋賀県（南部・東近江・湖東地域）における観光客数 1,774万人（H26） → 1,870万人（R2）



◆要綱第3-2-(1) 事業の進捗状況 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



整備計画に掲載している事業数	計画期間内(R2年度末まで)に完了を予定していた事業数(a)	計画完了(R3.3)時点で完了した事業数(b)	(b) / (a)	備考
26事業	14事業	14事業	100%	

※14事業 = 道路改良4事業 + 舗装修繕10事業

◆要綱第3-2-(2) 事業効果の発現状況 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



■路線名 : 多賀醒井線
(一円・河内工区)

■事業内容: 現道拡幅

■事業延長: L=4.9 km

事業効果

多賀醒井線の狭隘区間を解消することにより、河内の風穴へのアクセス性が向上し、観光客の利便性の向上につながった。

◆要綱第3-2-(3) 評価指標の目標値の実現状況 Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



■定量的指標

●三重県(北勢地域)と滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数
1,941万人(H26) ⇒ 2,083万人(R2) (142万人(7%)の増加)

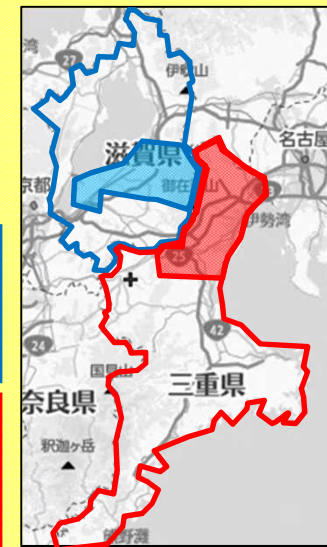
●滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数
1,774万人(H26) ⇒ 1,870万人(R2) (96万人(5%)の増加)

※ 滋賀県の観光客数は、対象地域内の観光地で、年間入込客数が1,000人以上見込まれる観光地の観光客数の合計

※ 三重県の観光客数は、整備計画で設定している拠点施設14箇所の観光客数の合計

■滋賀県(南部・東近江・湖東地域)
彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町

■三重県(北勢地域)
桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町、四日市市、菰野町、朝日町、川越町、鈴鹿市、亀山市



三重県(北勢地域)と滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数

【共通目標】	目標値	実績値
当初(H26)	1,941万人	—
中間年(H30)	2,036万人	2,416万人
最終年(R2)	2,083万人	1,778万人

滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数

【単独目標】	目標値	実績値
当初(H26)	1,774万人	—
中間年(H30)	1,838万人	2,206万人
最終年(R2)	1,870万人	1,645万人

➡ 最終年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「**目標未達成**」。

◆ 主要な事業の選定について Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



(参考) 中間評価時資料

要件

- ① 計画最終年度(R2)において事業採択後5年以上を経過した時点で未着工の事業
- ② 計画最終年度(R2)において事業採択後10年以上経過し継続中の事業

※「事業採択」とは国庫補助事業については「国の事業採択通知を受け事業費が予算化された時点」、単独事業については、「詳細設計に着手した時点」

※「未着工の事業」とは「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していない事業」



- ①の要件の事業 : なし
- ②の要件の事業 : 国道421号 さめ かやお 佐目・萱尾工区

◆ 主要な事業の概要



■ 拠点施設 : 永源寺 えいげんじ



事業概要

- ・佐目萱尾工区は三重県から永源寺へのアクセスルート。
- ・当事業区間は狭隘区間が存在し離合困難であるため、現道拡幅によりアクセス性を向上させ、広域的な観光活性化につなげる。



◆ 主要な事業の進捗状況・今後の取組み

進捗状況(令和2年度末時点)



出典: 国土地理院地図



② 整備済箇所写真



① 整備済箇所写真

事業効果

約0.6kmの幅員狭隘区間を解消することで三重県からのアクセス性が向上



引き続き、アクセス性を向上させるため残り1.6kmにおいても用地買収や現道拡幅工事を推進する。

◆費用対効果分析

$$\text{費用便益比 } B/C = \frac{\text{便益 } B}{\text{費用 } C}$$

項目		事業全体
便益(B)	走行時間短縮便益	81.8億円
	走行経費減少便益	5.8億円
	交通事故減少便益	-0.1億円
	合計(総便益)	87.4億円
費用(C)	事業費	63.0億円
	維持管理費	1.5億円
	合計	64.5億円
費用便益比 (B/C)		1.4

※国土交通省が定めた「費用便益分析マニュアル(平成30年2月版)」により算出する。
 表中の費用及び便益は全て現在価値換算した値である。
 費用及び便益の合計額は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。

◆事後評価まとめ Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



○まとめ

(1) 事業の進捗状況

⇒ 完了目標14事業に対して、14事業が完了した。

(2) 事業効果の発現状況

⇒ 狭隘区間を解消することにより、拠点施設へのアクセス性が向上し、観光客の利便性の向上につながった。

(3) 評価指標の目標値の実現状況

(3)-1 三重県(北勢地域)と滋賀県(南部・東近江・湖東地域)における観光客数
目標値2,083万人に対し、現状1,778万人。

(3)-2 滋賀県(湖北地域)における観光客数
目標値1,870万人に対し、現状1,645万人。

⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、目標未達成であった。

(4) 主要な事業

⇒ 国道421号(佐目・萱尾工区)について、令和2年度末までに約0.6kmを整備し、三重県からのアクセス性向上につながった。
費用便益比は1.4(≧1.0)であり、社会的に有用である。

◆事後評価まとめ Pa57

三重・滋賀交流圏域における広域観光活性化計画



○今後の方針(案)

滋賀県の道路整備計画である「滋賀県道路整備アクションプログラム2018」に基づき、事業を着実に進める。